

H25.10.15

印西地区ごみ処理基本計画 委員長 庄司 元 殿

検討委員会

基本計画検討委員 津島孝彦

ごみ処理基本計画の計画策定についての意見・提案

H21年に前回の基本計画が策定された時には、独自の計画を持たずにこの基本計画をそのまま使う構成自治体がありました。しかし、今回はすべての構成自治体が地域の特性に合わせた独自のごみ減量化目標値を設定するなど、状況が変わってきています。

この意見は第3回検討委員会配布資料「～ごみ処理の現況」及び第4回資料「基本計画(素案) 計画策定～ごみ排出量及び処理・処分量の目標」に記載された(1) 計画の目的
(2) 計画の位置づけ (3)ごみ排出量の目標に関するものです。

冒頭のような大きな状況変化のなかで以下のような大きな疑問を感じています。是非次回検討委員会でこれらの事項もご協議下さるようお願いいたします。

記

1. 計画の目的について

上記配布資料には、組合が行う事務内容が記されていないために、策定趣旨(目的)が明確ではありません。東京23区清掃一部事務組合の事例のように中間処理を主な内容とした基本計画であることを明記し、趣旨(目的)をはっきりとさせて欲しい。(別添1 資料参照)

組合が共同で処理する事務の一つである一般廃棄物(し尿を除く)の収集・運搬及び処分に関する事など・・・ 組合同約3条第2項(別添2参照)

2. 計画の位置づけについて

●配布資料「～ごみ処理の現況」の中で計画の位置づけの内容が、前のごみ処理基本計画H21年版から大きく変更され、文中の地方自治法に基づく「総合計画」や「環境基本計画」等との整合を図り・・・との文言が削除されています。(別添3参照)

このような大きな変更を何時・誰が・何処で・何故・どのようにして行なったのか、又関係市町や住民にも公表したのかどうかを聞きたい。

●又位置づけ図も今回案は前回計画と大きく変わっています。 組合が策定する地区ごみ処理計画を構成市町計画の上位に位置づけて、これを各市町の共通計画にしています。
このような位置づけ図の場合、組合の計画策定には歯止がなく独走して、関係市町が策定した計画との齟齬や、将来に大きな弊害を生じる恐れがあります。

今回、何故このように変更したのか。その理由を聞きたい。

(別添4参照)

●以上の形で策定された印西地区ごみ処理計画は、法的にはどのように扱われるか一適法か?強制力があるのか?一を聞きたい。

たとえ適法であっても関係市町は、地域に合わせしかも住民の合意を得て作成した独自

計画を捨て、地区計画に切り替えるとはとても思えない。従って二重構造的なこの位置づけ図には反対である。前回計画や東京都 23 区一部事務組合の事例のように、簡潔で判り易い位置づけ図に変えるよう提案します。(別添 5 参照)

3、ごみ量の策定について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(一般廃棄物処理計画) 第 6 条 2 項に、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みは市町村が計画で定めるものとして挙げられています。(別添 6 参照)

当委員会では 事務局が国の指針をベースに策定したごみ発生量及び処理量の見込みを検討してきましたが、関係市町が地域に合わせて策定した計画値は未だに検討されていません。はたしてこれで良いのでしょうか。

組合規約にはごみ発生量の見込みを定める記載がないため組合や組合から委嘱を受けた我々検討委員が、関係市町とは別箇に数値を決める権限か有るのかどうか疑問です。

以上の理由で、当委員会ではごみの発生見込み量については関係市町が策定した数値に拠るものとし、過去の実績値からのトレンド推定値や国の目標値などは関係市町の数値を検証するための参考値として記載するのがベターと考え、これを提案します。

4、関係市町間の計画の調和について

同法 6 条 4 項には 市町村が一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つように努めなければならないと記されています。

当地区では、関係市町の印西市・白井市及び栄町では独自のごみ減量計画をつくり、各市・町ごとに異なるごみの発生見込み量(目標値)を策定しています。

本年、栄町は、ごみの排出は地域の特性に左右されることなどから、町として、計画を新たに策定し、従来の「組合計画」をそのまま使うことから独自のものへと変えました。

又印西市では H22 年において既に H27 年度の国・県・及び当組合が掲げる数値目標を達成していることから昨年度新たに、H21 年度の全国優良団体(1 位・2 位)数値等を参考とし且つ現状のごみ排出状況や地域的な要件等の状況を踏まえて、高い減量目標値(排出原単位)を設定するなど各市町の取り組み状況は以前と大きく変わっています。

以上の状況変化を考慮した上で当検討委員会としては、第 4 回資料(~ごみ排出量及び処理・処分量の目標)に記されたようなごみ減量統一目標値を関係市町へ押し付けるのではなくて、代りに各関係市町個々の目標値とその荷重平均値を併記し、この荷重平均目標値を組合の処理計画や関係市町のごみ減量化施策推進に使用又は役立てて貰うよう提案します。

以上

別添1

I 本編

第1章 計画策定の趣旨

1 清掃一組の基本計画

清掃一組は、23区が清掃事業を実施するにあたり、中間処理を共同で行うため、平成12年4月に設立した組織です。

23区における清掃事業は、図-1のように一般廃棄物の収集・運搬を各区が、中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託して埋立処分場で行われています。

このため、清掃一組の基本計画は、焼却処理等の中間処理を主な内容とした基本計画となっています。

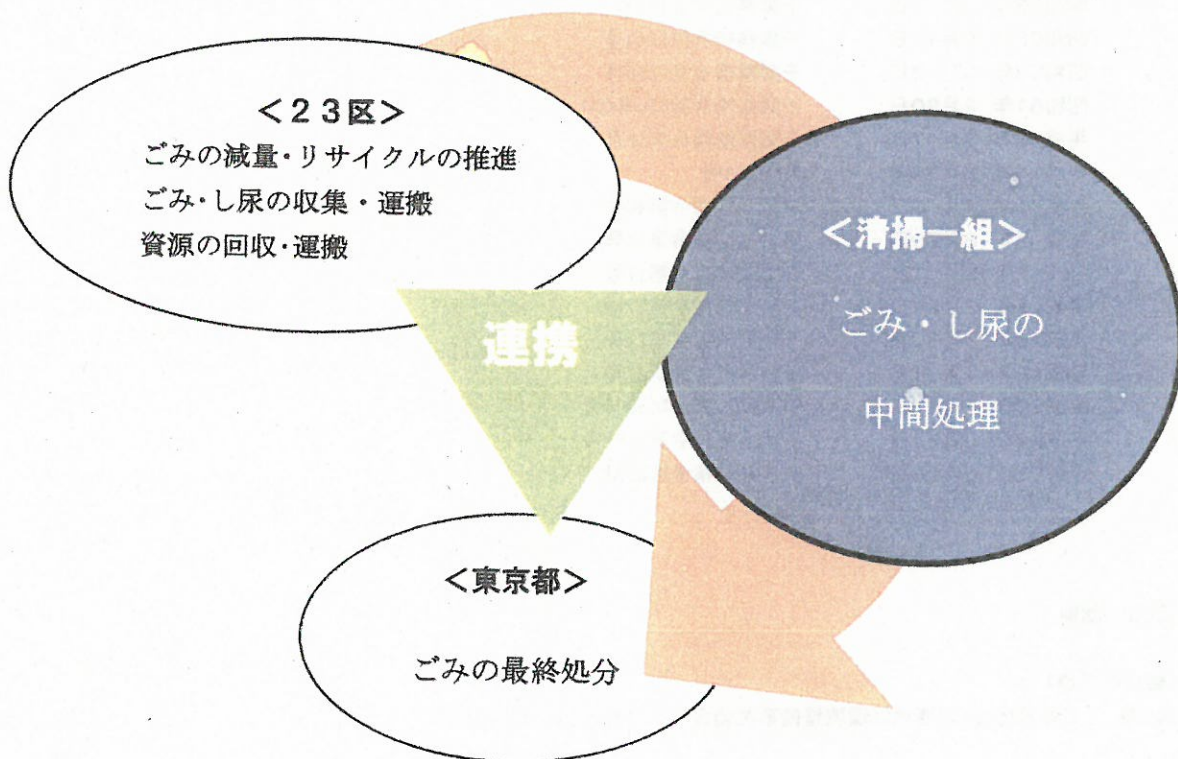


図-1 清掃一組・23区・東京都の役割

別添2

印西地区環境整備事業組合

TOP

[当組合について](#)
[印西クリーンセンター](#)
[最終処分場](#)
[温水センター](#)
[平岡自然公園](#)

当組合について

TOP > 当組合について > 組合規約

組合規約

昭和51年3月22日
 千葉県指令第902号

改正	昭和51年11月 8日	千葉県指令第2116号
	昭和53年 3月 1日	千葉県指令第498号
	昭和56年10月15日	千葉県指令第1244号
	昭和58年 3月 2日	千葉県指令第1878号
	昭和61年 2月20日	千葉県指令第630号の6
	平成 3年 2月 7日	千葉県地指令第16号
	平成 4年12月22日	規約第1号
	平成 5年 4月 1日	千葉県地指令第40号
	平成 5年 8月20日	千葉県地指令第15号
	平成 7年12月 1日	千葉県地指令第17号
	平成 8年 3月29日	千葉県地指令第37号
	平成13年 3月30日	千葉縣市指令第22号
	平成19年 1月31日	千葉縣市指令第47号
	平成20年 1月31日	千葉縣市指令第5804号
	平成22年 3月29日	千葉縣市指令第2751号
	平成22年 6月23日	千葉縣市指令第695号

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、印西地区環境整備事業組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する団体)

第2条 組合は、印西市、白井市及び栄町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、次の事務を共同で処理する。

- 一 一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運搬及び処分に関する事務
- 二 一般廃棄物(し尿を除く。)の処理施設の設置、管理及び運営に関する事務
- 三 前号の規定による施設から生じる余熱を利用する施設の設置、管理及び運営に関する事務
- 四 墓地、火葬場及び斎場の設置、管理及び運営に関する事務(栄町に係るものを除く。)
- 五 平岡自然の家(平岡自然公園)の設置、管理及び運営に関する事務(栄町に係るものを除く。)
- 六 前各号に掲げる事務に関連する一切の事務

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、印西市大塚一丁目1番地11に置く。

第2章 議会

1. 計画策定

(1) 計画の目的

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条（次頁参照）の規定に基づき策定するもので、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や各種法令等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って、行政が行う一般廃棄物処理の推進はもとより、市民・事業者が行うべき方策・行動を支援・促進するための基本方針・施策を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、地方自治法に基づく「総合計画」や、「環境基本計画」等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

なお、本計画では、より実効性の高い計画策定を目指し、構成市町村及び組合が実施する具体的な施策についても定めるものとします。

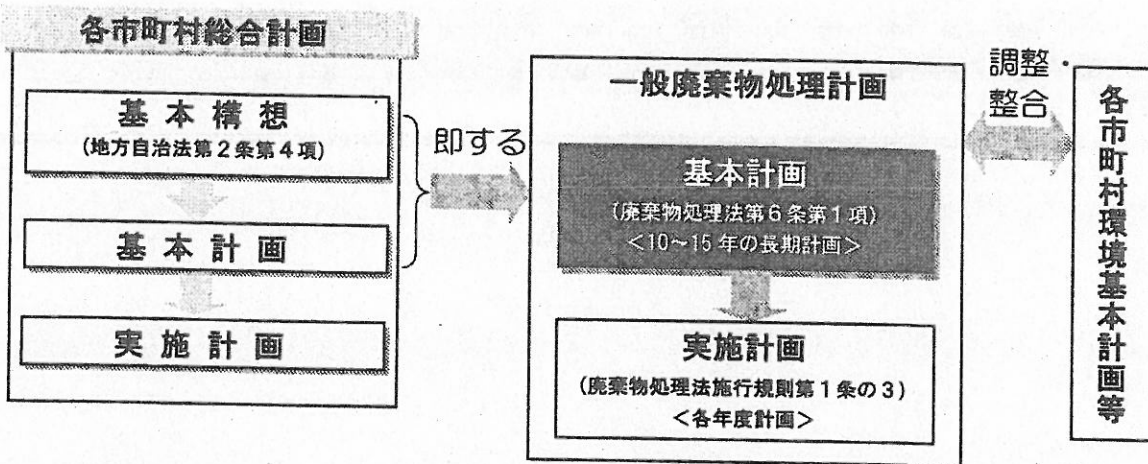
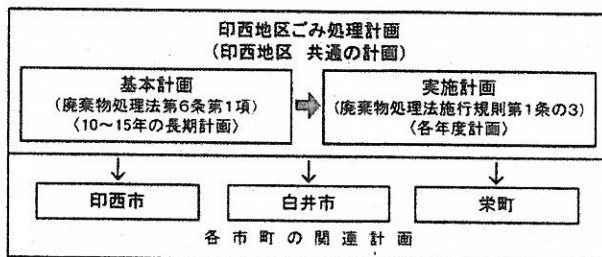


図 1 計画の位置づけ

(2) 計画の位置づけ

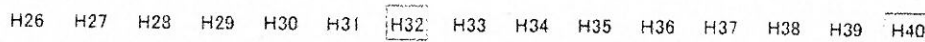
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき「一般廃棄物処理計画」として策定するものであり、印西地区共通の計画として、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

なお、本計画では、より実効性の高い計画策定を目指し、構成市町及び組合が実施する具体的な施策についても定めるものとします。



(3) 計画期間

本計画の計画目標年次については、平成26年度を計画初年度とし、計画目標年次を15年後の平成40年度とします。また、ごみ処理を取り巻く大きな変化があった場合、随時見直していくものとします。



別添5

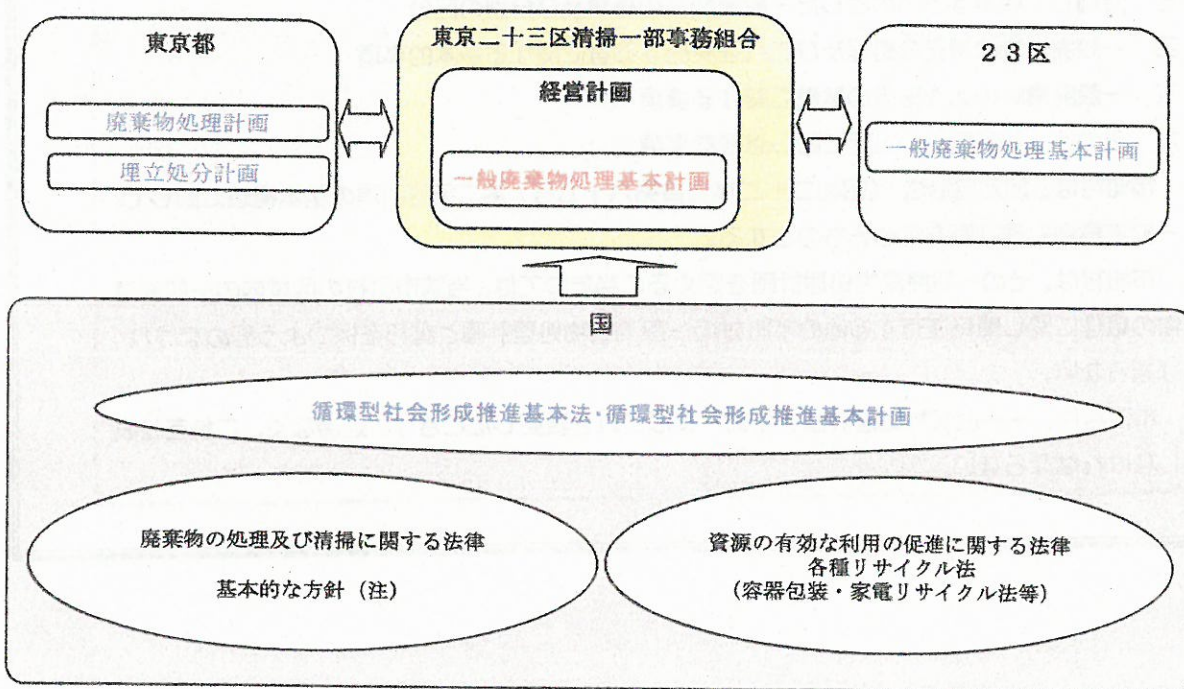
2 基本計画の性格

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき策定したものです。

また、清掃一組の中・長期的な経営方針を示す「東京二十三区清掃一部事務組合経営計画（平成18年1月）」の4つの柱のうち、「循環型社会づくりの一翼を担う一組」の具体的な取組について定めたものです。

なお、国においては、廃棄物や資源に関する基本的枠組みを定める「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」や各種リサイクル法が公布、施行されており、東京都においても一般廃棄物及び産業廃棄物について「東京都廃棄物処理計画（平成18年9月）」が策定されています。

各計画等の関係は図-2のとおりであり、本基本計画は、23区や東京都の計画、国の基本方針等と調和を図って策定しています。



注：廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

図-2 各種計画関係イメージ図

3 計画期間

改定後の計画期間は、平成22年度から平成32年度までの11年間とし、最終年度を清掃一組の経営計画と同じ年度としました。

また、国の策定指針に沿いおおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

【参考 一般廃棄物処理計画の策定根拠】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。
- 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。